

## 随意契約理由書

- 1 案件名称  
デジタル製版用原紙 外1点（デュプロ用）（7～9月分単価契約）買入
- 2 契約の相手方  
デュプロ株式会社
- 3 随意契約理由
  - （1）機種選定理由  
デジタル製版一体型印刷機（本体）は、幼児、児童、生徒、教職員及び保護者への配布用資料や児童生徒への問題用紙等を校園内で印刷するために必要な物品であり、日常的かつ頻繁に使用する物品です。  
デジタル製版一体型印刷機（本体）は、製品指定せず入札等により契約しています。  
消耗品であるデジタル製版用原紙や印刷インクについては、純正品を使用しないで故障した場合、修理の迅速対応が望めず、校園の業務に支障をきたす可能性があるため、同一メーカーの製品を指定しています。
  - （2）業者選定理由  
デュプロ用のデジタル製版用原紙や印刷インクについては、株式会社デュプロ以外から購入することができず、発売元である株式会社デュプロから提出されている、「唯一の販売代理店であるとする証明書」に基づき、デュプロ株式会社と特名随意契約とします。
- 4 根拠法令  
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 5 担当部署  
教育委員会事務局学校運営支援センター学務担当  
(電話番号 06-6115-7809)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

中央図書館地下1階自動扉建具修繕

### 2 契約の相手方

ナブコドア(株)

### 3 随意契約理由

中央図書館地下1階の利用者出入口自動ドアにおいて、令和6年4月22日に保守点検を行ったところ、南・外側自動扉のガイドレールの浮き上がりが顕著となり、開閉のたびに扉がガイドレールと擦れる状態にあり、これ以上の扉側での調整によるスムーズな開閉できなくなってしまう、ガイドレールを補修する必要があることが判明した。

中央図書館の自動扉は、上記業者の製品のため、製造業者である上記業者以外は、ガイドレールの手配、技術面等に対応不可能であり、かつ交換後の作動状態等を保証することができない。

よって、上記業者と特名随意契約を締結する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

大阪市教育委員会 中央図書館総務担当（電話番号 06 - 6539-3314）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

施設整備業務管理システム用サーバー及び端末機等借入（再リース）

### 2 契約の相手方

三菱H C キャピタル株式会社

### 3 随意契約理由

施設整備システムは、これまでオンプレミスのシステムを構築し、施設整備課にサーバーおよび専用端末を置き、年度ごとに施設台帳の更新、国庫補助に関する文部科学省提出資料の作成、改修履歴の管理と更新を行い、本市学校施設のメンテナンスサイクル維持の根幹を担っている。運用・保守契約及び機器リース契約については各々5年の契約を結んでいるが、運用・保守契約は令和6年3月、機器リース契約は令和6年9月に現在の契約が満了する予定となっており、次期契約の締結が必要となっている。

一方、本市では令和5年3月に「Re-Design おおさか～大阪市 DX 戦略～」を策定し、本戦略に基づくDXを推進することとした。これを受け、施設整備システムにおいても、今年度から、次期更新に向けて、デジタル統括室の協力のもと、RFIなどによる企業からの提案募集なども含めて幅広く検討を行ったうえで、クラウド化も含めた最適なシステム形態の検討を進めているところであり、検討に当たっては、次期更新の仕様を策定し、システムの開発期間も含めて計画的に次期システムに移行する必要がある。仕様策定については、通常1年以上の期間が必要となっているが、上記のとおり、現行システムの運用・保守契約期間がその間に満了する予定となっている。施設整備システムについては、本市の過去も含めた毎年度の膨大な学校施設における日々の改修履歴を記録しており、次年度の改築・改修計画策定を行う際の基礎的データベースとなる他、年間を通じた国庫補助に関する申請・報告書類の作成機能などを担っている。システムが使用できない期間が生じることは、本市学校施設のメンテナンスサイクル維持に著しい支障が生じる恐れがあることから、次期更新仕様策定を行う令和6年度の末まで、運用・保守契約を延長する必要が生じている。現行の運用・保守契約については、現在のリース機器の仕様を前提として構築されたシステムである。リース機器の変更はシステムの改修経費が追加で必要となることから、現行システムの延長と併せて、現行リース機器も延長するほうが明らかに経済的である。

以上の理由により、現行契約満了時から、次期更新仕様策定を行う令和6年度の末までの間について、引き続き現行契約を延長し、上記業者と特名随意契約を締結する。（なお、現行リース機器のOS等のプログラムのメンテナンスが令和6年度末で切れることから、現行リース機器の延長は令和7年度以降の再延長は不可となっている）

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

### 5 担当部署

教育委員会事務局総務部施設整備課（電話番号 06-6208-9092）